

介護保険制度改革について

令和6年4月より

●介護保険料の所得区分が多段階化

介護保険料を徴収する際の算定基礎となる標準的な所得区分が、9段階から13段階に多段階化されることになりました。ただしこれまでと同様に、各保険者が財政状況に応じて、独自の所得区分を設定することができます。

越谷市では第8期計画で15段階に拡大しており、第9期計画では各所得区分を決める基準所得金額を国の基準に準じた金額に変更しました。

(→32～33ページ)

●福祉用具の一部にレンタルと購入の選択制を導入

介護保険においてこれまでレンタルの対象となっていた福祉用具の一部が、レンタルまたは購入のどちらかを選択できるようになりました。(→20ページ)

令和6年8月より

●介護保険施設等の基準費用額と、低所得者の負担限度額の引き上げ

介護保険施設等を利用する際の基準費用額が引き上げられます。また、低所得者については利用者負担の軽減制度が設けられていますが、居住費の負担限度額が一部引き上げられます。(→25・27ページ)

令和7年8月より

●多床室の基準費用額が引き上げに

介護老人保健施設、介護医療院の多床室について、室料の利用者負担基準費用額が引き上げられます。

(→25ページ)



も く じ

●介護保険制度のしくみ	4
●サービスを利用するには	6
サービス利用の流れ	8
ケアプラン作成からサービス利用までの流れ	10
●利用できるサービス	12
介護サービス	12
介護予防サービス	16
地域密着型サービス	18
福祉用具貸与・購入、住宅改修	20
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	22
●利用者負担について	24
居宅サービスの費用	24
施設サービスの費用	25
自己負担が高額になったとき	26
●介護保険料について	30
●地域包括支援センターについて	34
●相談窓口・お問い合わせ	36
●介護保険以外の独自サービス	39
●成年後見制度	47